

議案第二十八号

港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

第一条 港区スポーツセンター条例（昭和四十九年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区芝浦三丁目一番十九号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番一号」に改める。

第二条の二第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- 三 スポーツ及びレクリエーションの支援及び相談に関すること。

第三条第四号を同条第七号とし、同条第三号中「前各号の」を「第一号から第三号までに

規定する」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前号の団体以外の団体

第三条第二号の次に次の二号を加える。

三 区内の学校に通学している者

四 前三号の者以外の者

第四条第一号中「及び第三月曜日」を削り、同号ただし書中「休館日としない」を「その翌日とする」に改め、同条第二号中「十二月二十九日から同月三十一日まで」を「十二月三十一日」に改める。

第五条中「午前九時から午後九時三十分まで」を「午前八時三十分から午後十時三十分まで」に改める。

第六条中「スポーツセンターを利用することができ」を削り、「使用料」を「スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条ただし書中「貸切り使用」を「委員会が特に認める場合を除き、貸切り利用を」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号に次のただし書を加える。

ただし、第三条第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体が利用する場合で、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第八条第三号中「者」の下に「又は当該者を構成員に含む団体」を加え、同号に次のただ

し書を加える。

ただし、第三条第四号に規定する者又は同条第六号に規定する団体が利用する場合で、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第九条を次のように改める。

（利用料金）

第九条 利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第十一条までにおいて「指定管理者」という。）に対し、利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、利用料金」に改める。

第十一条を次のように改める。

（使用料の還付）

第十一条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は

一部を還付することができる。

第二十条に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、委員会が臨時にスポーツセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、委員会は、別表に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第九条第一項、第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「第十八条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第十一条までにおいて「指定管理者」という。）」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十一条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表 個人使用料の部（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

一 個人利用の場合

| | |
|-------------|--------|
| 利 用 者 | 金 額 |
|-------------|--------|

| | | | |
|---------|---------|------|------|
| 小学生・中学生 | 小学生・中学生 | 大人 | 大人 |
| 一〇〇円 | 一〇〇円 | 四〇〇円 | 四〇〇円 |

別表二団体使用料の部中「団体使用料」を「団体利用の場合」に改め、同部備考4中「使用料」を「金額」に改め、同部備考8中「使用料の」を削る。

第二条 港区スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表一個人利用の場合の部大人の項中「四〇〇円」を「五〇〇円」に改め、同部備考1中「区外者」を「第三条第四号に規定する者」に、「七百元」を「八百元」に改め、同部備考3中「二百円」を「二百五十円」に改め、同表二団体利用の場合の部（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

二 団体利用の場合

| | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 種別 | 午前九時から十一時 （午前十一時 まで） | 午前十一時から十二時 （午前十二時 まで） | 午後一時から三時 （午後三時 まで） | 午後三時から四時 （午後四時 まで） | 夜間Ⅰ （午後六時から 午後八時まで） | 夜間Ⅱ （午後八時から 午後十時まで） |
|----|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|

| | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 多目的室 | 一、七〇〇円 | 一、七〇〇円 | 一、七〇〇円 | 一、七〇〇円 | 一、七〇〇円 | 一、七〇〇円 |
| 武道場 3 | 五、二〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、二〇〇円 |

| | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 種別 | 午前（午前九時 三十分から午前 十一時三十分ま で） | 午後（午後零 時三十分から午 後二時三十分ま で） | 午後（午後三 時から午後五時 まで） | 夜間（午後六時 から午後八時ま で） | 大プール（全 面利用） | 二一、四〇〇円 | 二一、四〇〇円 | 二一、四〇〇円 | 二一、四〇〇円 |
| 大プール（一 コース利用） | 二、七〇〇円 | 二、七〇〇円 | 二、七〇〇円 | 二、七〇〇円 | 小プール | 四、三〇〇円 | 四、三〇〇円 | 四、三〇〇円 | 四、三〇〇円 |

別表二団体利用の場合の部備考1中「区外者」を「第三条第六号に規定する団体」に改め、
 同部備考4中「第一競技場及び第二競技場」を「アリーナ、サブアリーナ、競技場1、武道
 場1、武道場2及び多目的室」に改め、同部備考7中「四コース」を「三コース」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第十一条の改正規定及び次項から付則第五項までの規定 平成二十五年四月一日

二 第一条中第二条の二及び第六条の改正規定(「使用料」を「スポーツセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改める部分に限る。)並びに第九条、第十条、第二十条及び別表の改正規定並びに第二条中第十一条の改正規定 平成二十六年四月一日

三 第一条中第二条の表の改正規定並びに第三条から第五条まで及び第六条の改正規定(「スポーツセンターを利用することができ」を削り、「貸切り使用」を「委員会が特に認める場合を除き、貸切り利用を」に改める部分に限る。)並びに第八条の改正規定並びに第二条中別表の改正規定 港区教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 この条例第一条の規定による改正後の港区スポーツセンター条例第十一条の規定は、平成二十五年四月一日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 委員会は、平成二十六年四月一日以後の利用の承認に係る料金を同日前に納付させる場合は、この条例第一条の規定による改正前の港区スポーツセンター条例別表に定める額の範囲

内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合において、平成二十六年四月一日以後に既に納付された使用料を還付するとき
は、この条例第二条の規定による改正後の港区スポーツセンター条例（以下「第二条の規定
による改正後の条例」という。）第十一条の規定を準用する。この場合において、第二条の
規定による改正後の条例第十一条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」
とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

5 第二条の規定による改正後の条例別表の規定は、この条例第一条の規定による第二条の表
の改正規定の施行の日以後の利用分について適用し、同日前の利用分については、なお従前
の例による。

（説明）

スポーツセンターの位置を変更するとともに、同センターの使用料に係る規定等を整備する
ほか、利用料金制度を導入するため、本案を提出いたします。